

令和4年2月吉日

「2022 リスタート講座」受講生の皆様へ

## 第9回 講義内容訂正のお知らせ

この度は弊社「2022 リスタート講座」をご受講いただきまして誠にありがとうございます。

同講座の第9回の講義内での講師の解説内容に訂正箇所があることが判明いたしました。下記の通り、訂正させていただきます。

ご迷惑をお掛けし大変申し訳ございませんが、何卒ご容赦いただけますようお願い申し上げます。

記

訂正箇所	2022 ベーシックテキストⅢ 不動産登記法 総論Ⅱ (CU22027) 269 頁 中程下 黒点見出し2つ目 (まとめの表の下 上から7行目~12行目) 土地区画整理事業に係る登記の申請における登録免許税について 第9回解説動画 ユニット1 再生時間表示 0:19:30~0:20:56 付近での 登録免許税の課税の有無についての講師解説
誤	(後段の記述) 土地区画整理法による施工者が、その事業の施行のために、所有者に代わって土地の分筆の登記を申請するときは、 <u>登録免許税が課されるが</u> 、(前段の記述) 土地区画整理事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記については、登録免許税は課されない。その理由として、土地区画整理法の施工者が所有者に代わり登記の申請をする場合と土地区画整理事業の一環として登記の申請をする場合との違いである旨を解説している。
正	(後段の記述) 土地区画整理法による施工者が、その事業の施行のために、所有者に代わって土地の分筆の登記を申請するときであっても、 <u>登録免許税は課されない。</u> 土地区画整理法の施工者が所有者に代わり登記の申請をする場合と土地区画整理事業の一環として登記の申請をする場合とにおいて、登録免許税の課税について違いはない。

以上

(株) 東京リーガルマインド  
コールセンター  
0570-064-464  
平日 09:30~20:00  
土・祝 10:00~19:00  
日 10:00~18:00



CU22152

※このナビダイヤルは通話料お客様ご負担となります。  
※固定電話・携帯電話共通 (PHS・IP 電話からはご利用できません)。